次のとおり条件付一般競争入札に付します。 令和7年11月20日

収支等命令者

佐賀県健康福祉部社会福祉課長 福田 和也

- 1 競争入札に付する事項
 - (1)委託業務名 平和への想いを未来につなぐ事業実施業務
 - (2) 委託業務の仕様等 別添「平和への想いを未来につなぐ事業実施業務委託仕様書」のとおり
 - (3) 事業実施日時 令和8年2月7日(土)、令和8年3月28日(土)、29日(日)
 - (4)委託期間契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4の 規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手 が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定 する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目 的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 担当部局

佐賀県健康福祉部社会福祉課 生活保護・援護恩給担当(旧館3階)

郵便番号 〒840-8570

住 所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7602

メールアドレス syakaifukushi@pref.saga.lg.jp

4 競争入札参加資格の確認、申請及び提出書類

入札に参加しようとする者は、提出期限までに以下の書類を上記3の担当部局に持参 又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

注)住所、商号又は名称、代表者職・氏名などは正式名称で記載すること。

記載方法等について疑義等ある場合は上記3の担当部局へ問い合わせること。

- (1)提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
 - イ 業務実績書(様式第2号)
 - ※ 国、地方公共団体等(公立学校を含む)との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、当該公告日を起算日として過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有している場合のみ
- (2) 申請書様式等の入手方法

申請書様式等は、公告の日から12月8日(月)までの期間に佐賀県ホームページに掲載する。

(3)提出期限

令和7年12月8日(月)午後5時必着

- 注)郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- (4)入札参加資格の確認結果は、令和7年12月11日(木)までに全ての入札参加者に対し通知する。

5 質問

公告等の内容に質問がある場合は、質問書に質問内容を記載し、令和7年12月1日(月)午後5時までに上記3の担当部局へ持参、郵送又は電子メールにて送付すること。回答は、令和7年12月3日(水)までに佐賀県ホームページに掲載する。

- 6 入札及び開札の日時、場所、方法
 - 注)住所、商号又は名称、代表者職・氏名などは正式名称で記載すること。 入札書等様式を事前に印刷して参加する場合、記載する日付は入札日とすること。 記載方法等について疑義等ある場合は上記3の担当部局へ問い合わせること。
 - (1)日時 令和7年12月15日(月)午前10時00分
 - (2)場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館6階62号会議室
 - (3)入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。ただし、代理人が 入札に参加する場合は、委任状を併せて提出すること。この場合において入札参加者 又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わ せてこれを行う。
- (5)入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることはできない。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 1人で2以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 保証金を納入しない者及び当該保証金の納入額が不足する者
- キ 法令又は入札に関する条件に違反した者
- ク 入札書の金額を訂正したものを提出した者

(6)入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に 執行することができないと認められるとき。

(7) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札 者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者 のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札 事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 予定価格以下の価格の入札がないときは、令第 167 条の8第4項により、直ちに再度入札を行う。入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。また、入札は再度入札を含め、3回を限度とし、3回目の入札においても落札者がない場合は、令第 167 条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合は、その者と契約の締結を行う。

7 その他

入札保証金及び契約保証金について

ア 入札保証金

入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第1項の規定に基づき、見積もる契約金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、佐賀県財務規則第103条第3項1号又は3号に該当する者は、入札保証金の全部を免除する。

イ 契約保証金

契約締結の際に、佐賀県財務規則第115条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、佐賀県財務規則第115条第3項1号又は4号に該当する場合は、契約保証金の全部を免除する。